



平成 27 年 6 月 17 日

各 位

社名 グローバルアジアホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 楊 晶  
(JASDAQ・コード 3587)  
問合せ先 執行役員 中杉 大陸  
TEL 03-5510-7841 (代表)

### 経営監視委員会規程に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 10 日付「経営監視委員会の発足に関するお知らせ」にて公表したとおり、平成 27 年 6 月 9 日に経営監視委員会を発足いたしました。本日開催された取締役会において、経営監視委員会規程が決議されましたので、以下の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 第 1 条 (目的)

この経営監視委員会規程（以下「本規程」という。）は、取締役会及び監査役会の指導、監視体制の強化により、当社及び子会社のコーポレートガバナンスの強化、強固なコンプライアンス及びリスク管理体制の再構築を図り、上場会社にふさわしい企業体質を再構築することを目的とした経営監視委員会の運営について定める。

##### 第 2 条 (経営監視委員会)

当社は、経営監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 本規程に定める以外の事項については、法令、定款および取締役会の定めるところによる。

##### 第 3 条 (経営監視委員会の職責)

委員会は、取締役会の諮問機関として、公平かつ中立的な第三者による経営監視体制を強化するために、複数の外部有識者により、独立した見地より適正性・適法性を旨として、経営の重要問題についての監視、助言の職責を負う。

##### 第 4 条 (経営監視委員)

委員会の委員（以下「委員」という。）は、第3条に従い、独立して経営諸問題に関する監視業務を行うものとする。

2. 委員は、その職務上知り得たあらゆる情報について厳格な守秘義務を負うものとする。

3. 委員の任期は就任後1年内の最初の事業年度末日までとする。

#### 第5条（選任）

委員は、取締役会が選任する。

#### 第6条（解任）

委員に背信行為、その他委嘱を継続しがたい特別の事由があると認められるときは、取締役会の判断をもって解任することができる。

#### 第7条（組織）

委員会は、経営監視委員会委員長（以下「委員長」という。）及び委員をもって組織する。

2. 委員会は、社外委員をもって計3名以上で構成することを原則とする。

3. 委員の資格要件については、過去に当社または子会社の取締役、会計参与、または執行役でなかった者とする。（会社法第2条第16号に準ずる）

4. 委員長は、委員の中から委員の互選により選定する。

5. 当社監査役は、委員会に出席し意見を述べる権利を有する。

#### 第8条（経営監視事項）

委員会は、次の事項について経営監視の責務を果たす。

- (1) 会社経営の基本原則の遵守に関わる組織、体制、制度等らについての改善提言等
- (2) 会社経営に関わる重要な課題についての問題点・課題等
- (3) コーポレートガバナンスの強化に関わる会社の組織・体制・制度等
- (4) コンプライアンス体制の再構築およびコンプライアンスに関する行動指針等の策定・運用等
- (5) 重要な取締役会付議事項についての問題点等
- (6) コンプライアンス違反（不祥事件を含む）が発生した場合、取締役会への実態調査、分析及び対応策及び再発防止策の確認
- (7) 上記の経営監視事項の対象は当社及び子会社である

#### 第9条（各委員の権限）

前条に定める所管事項の遂行のため各委員は以下の権限を有する。

- (1) 当社及び子会社の役員又は従業員に質問し、報告を求めること

- (2) 当社及び子会社の役員又は従業員に対し、その保管する資料の閲覧及び謄写を求めること
- (3) 当社及び子会社の取締役会及び監査役会並びに役員又は従業員に対する委員会意見の表明
- (4) その他前条の所管事項の遂行のため必要な行為

#### 第10条（取締役会等の責務）

取締役会、監査役会、内部監査室は、委員会に対して、必要にして十分なる情報を速やかに伝達するとともに、委員会との連携を図らねばならない。

#### 第11条（取締役等の誓約）

取締役及び監査役は、「健全な企業経営を行う」「内部統制の健全化を実現する」「不正な経営行為を正す」等の委員会の提言を尊重し実行する旨の誓約書を委員会に提出する。

2. 取締役が重大な不正経営の疑いが生じた場合には、監査役会が有する権限により調査し、さらに取締役が調査等に協力していないと判断した場合には、監査役会へ当該取締役に対する辞任勧告を付議することを要求する。

#### 第12条（招集）

委員会は、委員長がこれを招集する。委員長に事故があるときは、委員会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の委員が招集する。

2. 委員会招集の通知は、会日の3日前までに各委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合には、これを短縮することができる。

3. 前項にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで委員会を開催することができる。

#### 第13条（開催場所）

委員会は、当社の本店において開催する。ただし、必要に応じ、他の場所においても開催することができる。

#### 第14条（委員会開催）

委員会は、月1回以上の定例開催に加え、必要に応じて随時開催する。

#### 第15条（決議）

委員会の議事は、総委員の過半数が出席し、出席した議決に加わることができる委員の過半数をもって決する。

2. 委員会の決議に関して特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

第 16 条（委員会の決議の省略）

第 102 条の規定にかかわらず、緊急を要する事項であって速やかな委員会の開催が困難であるとき、または簡易な事項については、委員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

第 17 条（委員以外の者の出席）

委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その報告もしくは意見を徴し、または資料の提供および説明を要請することができる。

第 18 条（議事録）

委員会の議事について、委員会は議事録を作成し、出席した委員がこれに記名捺印して、本店に備え置く。

第 19 条（改廃）

本規程の改廃は、委員会が提案し、取締役会の決議により決定する。

以上